

輪島市監査公表第 11 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成27年2月16日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年2月6日（金）教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○県内の小・中学校の体育館などのつり天井の耐震化が遅れていると云った報道を目にしていたが、本市の該当する3校（町野小・南志見小・門前中）においては、耐震工事が完了され、また、非構造部材（外壁・照明器具等）についての耐震化工事についても実施し、学校施設の整備・安全確保に取り組まれている。しかしながら、近年、これまで予測することもできないような事件が発生している。今後、本市においても各学校の状況に応じた防犯対策を検討し、具体的な対策（適合する防犯監視システム設置等）を講じていくことが必要である。ソフト面での取り組みとも有機的に連動させることにより、安全で安心感のある豊かな教育環境としての学校施設づくりに努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。